

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和元年6月24日(月) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- 1番 鈴木勝利君
 - 2番 藤田尚美君
 - 3番 秋山泉君
 - 4番 長田麻美君
 - 5番 山本伸子君
 - 6番 柳井哲也君
 - 7番 伊藤裕一君
 - 8番 石原幸雄君
 - 9番 甲斐徳之助君
 - 10番 池辺己実夫君
 - 11番 守屋常雄君
 - 12番 加川裕美君
 - 13番 北島登君
 - 14番 杉森弘之君
 - 15番 須藤京子君
 - 16番 黒木のぶ子君
 - 17番 諸橋太一郎君
 - 18番 市川圭一君
 - 19番 小松崎伸君
 - 20番 板倉香君
 - 21番 遠藤憲子君
 - 22番 利根川英雄君
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

| | |
|-------------------------|-------------|
| 市 長 | 根 本 洋 治 君 |
| 副 市 長 | 滝 本 昌 司 君 |
| 教 育 長 | 染 谷 郁 夫 君 |
| 市長公室長 | 吉 川 修 貴 君 |
| 経営企画部長 | 吉 田 将 巳 君 |
| 総 務 部 長 | 植 田 裕 君 |
| 市 民 部 長 | 高 谷 寿 君 |
| 保健福祉部長 | 藤 田 幸 男 君 |
| 環境経済部長 | 藤 田 聡 君 |
| 建 設 部 長 | 山 岡 孝 君 |
| 教 育 部 長 | 川 井 聡 君 |
| 会計管理者 | 飯 島 希 美 君 |
| 監査委員事務局長 | 大和田 伸 一 君 |
| 農業委員会事務局長 | 結 速 武 史 君 |
| 経営企画部次長兼 財 政 課 長 | 山 崎 裕 君 |
| 総務部次長兼 管 財 課 長 | 野 口 克 己 君 |
| 市民部次長 | 小 川 茂 生 君 |
| 保健福祉部次長兼 保 育 課 長 | 中 山 智 恵 子 君 |
| 保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長 | 内 藤 雪 枝 君 |
| 環境経済部次長 | 梶 由 紀 夫 君 |
| 建 設 部 次 長 | 根 本 忠 君 |
| 建 設 部 次 長 | 長 谷 川 啓 一 君 |
| 建設部次長兼 下 水 道 課 長 | 野 島 正 弘 君 |
| 教育委員会次長 | 飯 野 喜 行 君 |
| 教育委員会次長兼 教 育 企 画 課 長 | 吉 田 茂 男 君 |
| 全 参 事 | |

1. 議会事務局出席者

| | |
|----------|-------|
| 事務局長 | 滝本仁君 |
| 庶務議事課長 | 野島貴夫君 |
| 庶務議事課長補佐 | 飯田晴男君 |
| 庶務議事課長補佐 | 宮田修君 |

令和元年第1回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和元年6月24日（月）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

日程第 2. 議案第 6号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3. 議案第 7号 牛久市放置自転車等防止に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4. 議案第 8号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5. 議案第 9号 牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6. 議案第10号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7. 議案第11号 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8. 議案第12号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

日程第 9. 議案第13号 牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10. 議案第14号 牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11. 議案第15号 牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第12. 議案第16号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13. 議案第17号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

日程第14. 議案第18号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について

日程第15. 議案第19号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

日程第16. 議案第20号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第17. 議案第21号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第18. 議案第22号 令和元年度牛久市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第19. 議案第23号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20. 議案第24号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21. 議案第25号 工事請負契約の締結について
- 日程第22. 議案第28号 牛久市監査委員の選任について
- 日程第23. 議員提出議案第1号 特別委員会の設置について
- 日程第24. 議員提出議案第2号 特別委員会の設置について
- 日程第25. 議員提出議案第3号 特別委員会の設置について
- 日程第26. 休会の件
- 追加日程第1. 交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任について
- 追加日程第2. 議会改革推進特別委員会委員の選任について
- 追加日程第3. 広聴特別委員会委員の選任について

午前10時01分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ここで、諸橋議員より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。17番諸橋太一郎君。

○17番（諸橋太一郎君） 去る6月20日の一般質問の中で、個人名が特定できる私の発言がございました。その発言をA商店というふうに訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 日程第1、一般質問を行います。

○

一般質問

○議長（石原幸雄君） 初めに、7番伊藤裕一君。

〔7番伊藤裕一君登壇〕

○7番（伊藤裕一君） 伊藤裕一でございます。2期目も引き続きよろしくお願いいたします。

本日は、大きく2点の質問をさせていただきます。

1点目、自転車まちづくりについてであります。専用レーンの整備について質問させていただきます。

CO₂を排出しない環境に優しい交通手段である自転車は、ガソリン代を節約できる経費節減効果、健康増進などさまざまな効果があることから注目度が高まっており、国においては2017年5月に自転車活用推進法が施行、県では本年4月にいばらき自転車活用推進計画が制定され、法整備が進んでいます。

一方で、軽車両である自転車は、原則車道を通行すべきであるのに対し、実態は歩道通行が多く見られ、賠償保険加入率も低いことなど、安全対策が課題であります。有効な安全対策と考えられるのが歩車分離を実現する自転車専用レーンの整備であります。

本市において整備実績、予定はあるのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長野島正弘君。

○建設部次長兼下水道課長（野島正弘君） 自転車専用レーンの整備についてでございますが、自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康増進などを図ることを目的とし、平成28年に自転車活用推進法が制定され、自転車活用の必要性は認識しているところでございます。しかし、当市におきまして、自転車専用レーンを整備するためには、道路拡幅などの課題も多いため、現段階で具体的な整備予定はございません。

当面の取り組みといたしましては、茨城県が本年3月に自転車活用推進計画を策定し、その中で自転車ネットワーク計画が定められており、県が管理する道路を中心としておりますが、一部は牛久市道も含まれております。牛久市道がかかわる箇所につきましては、車道混在型という整備形態であり、今ある車道に矢羽根や自転車ピクトグラムなどの路面標示をすることで、自転車通行の安全確保と利用者の車道走行、ドライバーに対し自転車への注意喚起を図るものでございます。

今後、県と協議しながら整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 茨城県の自転車活用推進計画によれば、私も少し見てみましたが、牛久大仏も観光の目的地として含まれているということで、観光振興にもつながることであるので、県の計画と連動しまして整備、進めていっていただければと思います。

続きまして、自転車の活用を進めていくに当たりまして、自治体が率先して業務で使用することは民間への波及効果も見込まれることから有効であり、市街地がコンパクトにまとまっている本市にあつては自転車の有効性は高いものと思われまふ。伝え聞くところでは、牛久市役所の一部業務において車にかわつて自転車を活用しているとのことである。市業務での使用状況についてお示しください。

さらに、本日のような雨の日までとは言わないまでも、通勤で自転車を使用することも有用と思われまふ。自転車活用が盛んなことで知られる土浦市では、市職員21名に週2日程度、2カ月間、自転車通勤を行つてもらふ自転車通勤体験プログラムを実施、参加者の体重は平均で1.05キログラム低下、中性脂肪や悪玉コレステロール値の減少が見られるなど、健康増進の効果があつたとのことである。そこで、通勤手当の制度がどうなつているのかとあわせまして市職員の通勤での自転車の使用の現状についてお示しください。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） お答えいたします。

市業務で使用する公用自転車は現在12台あり、平成31年3月18日導入以降5月までの実績といたしましては、49回、近距離用務の移動手段として利用してあります。

また、再任用、非常勤職員を含めた職員のうち自転車通勤をしている職員は、庁舎外部の施設も含めて62名であり、割合としては6.5%となります。

通勤手当については、これは距離に応じて、5月実績で、常勤職員が月額2,000円から4,100円、非常勤職員が1日、これは日額ですね、日額で100円から200円といった支給を行つてあります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 通告していなかったんですけども、通勤との関連で、自転車の弱点は雨に弱いということでもあります。例えば、ふだん自転車で通勤しているけれども、雨のときは車で通勤といったような形態も可能であるのかどうかについて確認をお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 通勤の手段につきましては、もちろん御指摘のようなやむを得ない状況というのが想定されますので、そのときについてまで届け出済みの方法を強制するものではありません。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 続きまして、観光への活用についてであります。

都心からアクセスしやすく、牛久沼など自然景観にも恵まれた本市は、つくば市や土浦市のように多くの自転車を趣味とする人が集まる潜在力を有していると考えるところであります。先日の同僚議員の質問では、サイクリングロード整備の計画はないとのことでありましたが、サイクリングのモデルコースを示す、あるいはレンタサイクルを市営駐輪場など既存の場所に設けるなど、それほど予算をかけずともできることもあると考えます。自転車の観光への活用については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

自転車は、公共交通機関のように時間に縛られたり、自動車のように駐車場の確保を気にすることなく自分のペースで好きなところに行くことができることから、市内の観光スポットや隠れた名店などにも立ち寄っていただける「街歩き」に効果的な交通手段であり、国内の観光客だけではなく外国人観光客に向けた誘客についても期待が寄せられています。

近年は健康志向も相まって自転車人口も増加傾向にあり、各地で自転車を活用した観光事業を行う自治体も多く、サイクルツーリズムによるまちづくりが注目されてきております。

現在、茨城県ではサイクリングによる地域活性化を全県的に推進しており、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のサイクリング拠点施設を昨年3月にJR土浦駅ビル内に整備したり、りんりんロード沿線の8市町による広域レンタサイクル施設も10カ所設置されております。

当市におきましては、自転車で走るための環境の整備がまだ十分とは言えない状況であり、市といたしましては現時点で観光客を対象としたレンタサイクルやサイクリングのモデルコースの提案には至っておりません。まちのゲストである観光客の視点から考える場合、単に自転車を貸す、モデルコースを示すということだけではなく、安全を確保できる走行環境や観光資源、ロードマップ、イベント、案内看板、ガイドといったコンテンツを総合的に整備することが必要となることから、クリアすべき課題が多い状況でございます。

しかしながら、観光客の趣向が変化する中において、自転車を活用した観光事業は体験型の観光として市内観光資源の磨き上げにつながると考えております。また、市の関係団体である牛久市景観まちづくりネットワークにより、昨年8月に牛久沼を1周するサイクリングコースのガイドマップが作成されました。内容としましては、推奨の牛久沼サイクリングコースのほか、展望スポットや史跡などの観光スポットを初め、トイレやコンビニなども網羅したもので、公共施設などで配布されております。

このように市民との協働により進められる事業に取り組みながら、牛久沼を周遊するサイクリングロードにつきましても考えてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 観光振興という点では、サイクリングをするサイクリストの間では、自転車を公共交通機関に乗せ行程の一部を自走せず省略する輪行が盛んであります。交通業者側の対応としては、自転車を分解することや制限重量を設けることを条件としまして受け入れる会社から受け入れを断る会社などさまざまであります。そこで、コミュニティバスかっぱ号では、輪行に対してどのような対応をしているか伺います。

さらに、バス停留所付近に駐輪場を設け、自宅から来た人がバスに乗る際に利用するいわゆるサイクルアンドバスライドという取り組みがございます。その取り組みが広まれば、学生など住民の利便性は高まり、バス利用者の増加にも資すると考えられます。そこで、バス停留所付近に駐輪場を設けることについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長山崎 裕君。

○経営企画部次長兼財政課長（山崎 裕君） 路線バスに関しては、国土交通省で示している「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款」に規定があり、「重量30キログラム以内、容積0.25立方メートル・長さ2メートル以内」であれば有料手回り品の扱いになります。

かっぱ号に関しても、運行委託会社の関東鉄道株式会社がこの約款に準じており、さらに無料手回り品として取り扱っているため、輪行は無料となっております。ただし、他の乗客の危険防止のため、輪行袋に入れていない場合や社内が混雑していたり、混雑する可能性がある場合は、お断りすることがあります。現在は、運動公園ルートや小坂団地ルートなどにおいて、バス1便当たりの利用者数が平均10人を超えているので、混雑ぐあいによっては輪行をお断りする可能性があります。

次に、かっぱ号の停留所付近への駐輪場整備の考え方についてですが、現在、駐輪場整備の計画はございません。

かっぱ号利用に関する市民からの意見については、本議会での鈴木議員への答弁と同様で、市長への手紙、タウンミーティング、市民満足度調査、かっぱ号沿線住民アンケート、W a i

ワイ祭りなどの市イベントにおける公共交通アンケート等の機会では収集しておりますが、駐輪場の整備を強く求めるような意見はございません。

今後も、市民からの要望の状況などを注視してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 輸行に関しまして、混雑していない限り、また袋に入れることで持ち込み可能と御答弁をいただきました。

そこで、情報として、輸行をする人がかっぱ号に乗っているというような情報は把握しているかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長山崎 裕君。

○経営企画部次長兼財政課長（山崎 裕君） 運行会社であります関東鉄道株式会社に確認したところ、正確に記録としては残っておりませんが、輸行を行った事実はございません。また、輸行に対する問い合わせ、関東鉄道株式会社、また牛久市役所に対する問い合わせは、今のところございません。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 駐輪場に関しましては、市のほうには来ていないということですが、ある方から、市民の方から私のところに寄せられた意見でございますので、今後検討していただければと思います。

続きまして、電動自転車の購入補助であります。シティーサイクル、安価な自転車が多くの世帯に普及している現在、より高機能な自転車を広めることで、一層の自転車活用、環境負荷の軽減につながるものと考えられます。

本市には、子供が複数いる世帯に対する三人乗り自転車購入費用の補助制度がございます。さらに、より幅広く活用される制度として、免許返納後の交通手段の一つとして活用していただけることも視野に入れながら、電動アシスト自転車購入費用の一部を助成する制度を設けるべきと考えますが、お考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 従前より高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いなどによる事故が相次いでおりましたが、特にことしに入ってから高齢者の運転による悲惨な自動車事故が頻発し、大きな社会問題になっております。そのため、高齢ドライバーで運転免許を自主返納する方も増加しております。

牛久市では、既に平成27年8月から高齢者が運転免許を自主返納した際の支援策として、牛久市コミュニティバスかっぱ号の回数乗車券、または奥野地区公共交通空白地有償運送利用

券を2万円を上限に支給しております。

高齢者の運転免許自主返納をさらに推進する支援策として、伊藤議員が御提案された自家用車にかわる移動手段として電動アシスト自転車を購入した際に費用の一部を補助するという施策につきましては、県内の自治体で実施している事例はございませんが、今後の参考とさせていただきますと存じます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 今回の質問では、非常に多岐にわたる部署にかかわる問題だなというのを感じまして、自転車の計画そのものを立てるといのは予定はないけれども、総合計画などで位置づけていきたいという御答弁も先日同僚議員の質問に対してございました。これから環境負荷の軽減など自転車の注目度はますます高まっていくと考えられますので、ぜひ今後の計画で牛久市におきましても位置づけていただければと思ひまして、次の質問に移らせていただければと思ひます。

消防団についての質問でございます。

先週18日に発生し、最大震度6強を記録した新潟・山形地震では、お見舞いを申し上げるとともに、改めまして常備消防のキャパシティを超えるような大規模災害の際には消防団の役割は大きなものがあると感じるところでございます。

東日本大震災の際には254人の消防団員が犠牲となる痛ましい出来事ございました。団員自身の身を守り、地域の防災力を高めるためにも、日ごろより装備や訓練を充実し、大規模災害へ備えることが重要と考えます。

牛久でリスクの高い災害といえば、火災以外では、まず地震、そして水害のリスクもございます。きのう行われました遠距離中継送水訓練では、私も団員として参加させていただきました。その会場では、同時に土のうを積む訓練も行われ、これは牛久には大きな河川がないので洪水の水が団地の中に流れてきてその水を食いとめるという想定で行われたと説明ございましたけれども、そのような時期に応じた訓練も行われているのかと感じたところでございます。

これら大規模災害への対応としまして、どのような装備を備え訓練を行っているのか、お示しください。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 水害を想定した訓練は、毎年小貝川で実施される水防訓練に、牛久沼に隣接する城中、新地、南部の3個分団が参加し、改良された工法訓練に取り組んでおります。平成28年度には5年に一度、取手市の利根川河川敷で実施される利根川水系連合総合水防演習に全28個分団から40名が参加しております。また、土のうの作成や積み方を毎年消防団訓練の中で行っております。

震災に備えた訓練につきましては、平成28年11月の消防団事業の中で、災害時の活動マニュアルの研修を行っており、今年度につきましても、11月に研修を行う予定でございます。

次に、装備品につきましては、平成29年度までに全分団へデジタル簡易無線機を2台、ゴーグルを3個、全団員にヘルメットを配付しており、平成28年度、平成29年度には救命胴衣を41着、火災時に装着します防火服を10着購入し、事務局で災害現場に持参しております。

また、公益財団法人日本消防協会により、平成22年度にチェーンソー、AEDなどの装備を搭載した多機能型消防車両が1台寄贈され、第18分団のひたち野中央分団へ配備されております。

先ほどの自転車ですが、私もこれからは恐らく各分団には連絡用として自転車、これが私は大きなものかなという。例えば道路が寸断される、何かされるにおいても、これからは非常に自転車が有効であるということも私は聞いております。その意味で、去年に12台、牛久市で自転車を購入しました。それも一つは、近くの施設には自転車で行くようにと。そして、何かあるときは自転車を使つての連絡とかそういう情報とか、そういう自転車も使わないということで、そういうエコ、それから防災に関しても自転車は有効であると私は痛感しているところでございます。12台のうち、雨のときなんかはそうなんですけれども、職員には、正職員には、入庁すると全部の人にかっぱを上げていますので、ぜひかっぱを着て、そしてヘルメットも12個用意してあります。そういうことで、自転車はこれからはやはりエコの社会、そして防災においても大きな役割を果たすのかなと私は思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 詳細にお答えいただきました。いろんな問題はつながっているのかなと。1番目の質問とも関連するお答えをいただきまして、そのように感じました。

さまざまな多様な装備という点でございますと、チェーンソー、AED等の購入費用の3分の1が助成される国庫補助制度が創設されたとのことであります。その補助制度を活用の予定があるかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 総務省消防庁の消防団設備整備費補助金による救急救命器具の導入につきましては、まずチェーンソーを操作するには労働安全衛生法による講習受講を必須とされております。寄贈された第18分団の多機能型消防車両にはチェーンソーが最初から装備されていますが、資格を有する団員が操作するよう指示を出しております。

今後は、補助金を活用した装備の導入について団長を初めとする本部員と協議していきたいと考えております。

AEDにつきましては、市内公共施設やコンビニエンスストアに147台を設置しておりますので、消防団車両への積載は今のところ考えておりませんが、取り扱いなどにつきましては、団員研修の救急救命講習の中で引き続き行ってまいります。

無線機は、先ほどの答弁のとおり、全分団に2台配備して活用しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） ささまざまな装備が最近配備されたとのことで、更新の時期に合わせての活用、またチェーンソーなどについては使い方の訓練などを含めまして対応いただければと思います。

続きまして、運転免許制度についての質問でございます。

2017年の運転免許制度改正により、普通自動車免許で運転できる車が車両重量5トン未満、最大積載量3トン未満とされていたところ、変更され、車両重量3.5トン未満、最大積載量2トン未満となりました。これにより、制度改正後に免許を取得した人は車両重量、最大積載量が少ない車しか運転できないとのことで、消防団の保有する一部ポンプ車が改正後の運転免許では運転できない事態となっており、制度改正に当たっては調査が行われたとのことでありますが、本市消防団におけるポンプ車や団員の運転免許取得状況をお示しいただければと思います。

さらには、このような事態に対応すべく、総務省消防庁では2018年度より準中型免許の取得に自治体が助成した場合、その金額の一部を特別交付税で手当てする財政支援措置を設けており、本市におきましても、中長期的な視点からこのような支援措置も活用しつつ、準中型自動車運転免許の取得に対する助成制度を設けるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 平成19年、平成29年の道路交通法の改正により、普通自動車運転免許証の取得時期にて運転ができる車両の車両総重量が8トン未満、5トン未満、3.5トン未満と、最大積載量が5トン未満、3トン未満、2トン未満と区分されました。

分団へ配備している消防車両で、車両総重量3.5トンを超え5トン未満の車両は、ポンプ自動車6台、可搬ポンプ積載多機能型消防車1台7個分団7台となっております。

7個分団の団員数は137名おり、このうち平成29年道路交通法改正後に普通自動車免許証取得者は2個分団5名となっており、現状におきまして直ちに出勤に支障があるとは思われないため、普通自動車運転免許証から準中型自動車運転免許証への取得費助成については考えておりません。

車両更新時には、平成29年道路交通法改正対応の車両総重量3.5トン未満、最大積載量2トン未満の消防自動車の導入を検討してまいります。

また、道路交通法の改正があった場合は、引き続き、各分団へその都度改正内容を周知してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 3. 5トン未満、最大積載量2トン未満の新免許制度で運転できるポンプ車で、今までのそれよりでかいものと性能が変わらない新しい車両も出ているとのことで、そのような車両も活用しつつ検討していただければと思います。

続きまして、団員の福利厚生についてでございます。

消防団の活動を維持する上で、団員の継続的な確保が課題でございます。平成27年には消防団員の定数610人を実態に合わせ490人に改めるなど、本市におきましても、数字上団員は定数をほぼ満たしていると思われませんが、団員の確保は大きな課題でございます。

そこで、団員の福利厚生を充実することは、団員のねぎらい、ひいては団員の確保にもつながると考えておりますが、龍ヶ崎市におきましては、消防団員、消防職員との婚活パーティー「出会いのひろば」開催、消防団員に商品割引などのサービスを提供する消防団協力の店募集など、福利厚生を充実させる取り組みを行っています。

牛久市におきましても、健康診断無料受診など現在行われている施策があるかと思いますが、そうした施策をお示しいただいた上、今後「消防団応援の店」など新たな福利厚生を取り入れていくお考えはないか伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 消防団員の福利厚生事業につきましては、健康診断を行っております。団員であれば受診年齢に関係なく市の集団健診を受診でき、一部のオプション検診料を除いた受診料を負担しております。平成28年度には22名、平成29年度には19名、平成30年度には23名の団員が受診しております。3カ年平均受診率は4.4%、1人当たりの受診料は約6,200円となっております。

次に、消防団活動の趣旨に賛同した事業所が団員利用の際、特典が受けられる「消防団応援の店」制度ですが、現在、県内13の市町村で導入されております。牛久市では導入しておりませんが、導入に向けて関係機関と調整してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 消防団応援の店について前向きな御答弁をいただきました。団員の中には自営業の方も多くいらっしゃることから、そういったところから開拓していただければと思います。

続きまして、市内学校との提携であります。

団員の確保という点では、学生の中には公務員を志望している人など地域活動に関心の高い

学生もいると思われます。消防庁ホームページでも、学生消防団員が特集されるなど、学生の活躍に対する期待があると言えます。ひたち野うしくには救急救命学科のある専門学校が立地しており、学校を通じまして市内在住の学生を中心に入団を呼びかけるなど提携を図ってはとありますが、見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 消防団入団の資格については、牛久市内に居住または勤務する18歳以上、志操堅固で、かつ身体強健な者となっております。通学している学生は含まれておりません。資格を満たす学生がいれば入団は可能です。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 市外在住で市に通勤している人は対象ですが、通学している学生は対象でない、また市内在住の学生については入団できると理解したんですが、そういう理解でよろしいのか確認いたします。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 今議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 学生の中にはその専門学校の学生だけでなく市内在住で大学等へ通っている学生も住んでいるので、幅広く呼びかけてはと感じるところでございます。平成29年第3回定例会で私が一般質問いたしました。消防団員として活動実績がある学生に就職の際など推薦状を発行する学生消防団活動認証制度であります。平成30年より制度が始まったとのことであります。運用実績が余り芳しくないということも耳にしましたが、どのような実績となっているかお示しいただければと思います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 学生の消防団入団促進を図る学生消防団活動認証制度につきましては、平成30年4月に導入し、分団には会議のときに制度説明を行っております。認証証明書の申請、発行件数はありませんが、今年度の新入団員20名の中に2名の学生が入団しました。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 学生の入団があったということで、期待の新人として将来推薦状、特に公的機関に就職する際など有効と思われるので、そちらの制度の活用も視野に入れていただければと思います。

また再質問になりますが、この制度が始まったというのは市例規集の中の告示として出てくるのでございます。質問した私自身でございますが、しばらく、一般質問で質問したことが実

現しているというふうには一々知らせる仕組みにはなっておりませんので、制度が始まったということについて知るのが大分タイムラグがあったという面がございました。

そこで、ホームページの中のわかりやすいところに掲載するなどPR面の工夫が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 制度周知がもう少しこちらも努力が必要であると認識しております。ホームページ等、トップページに掲載できるように検討してまいりたいと思います。

また、いろいろな周知方法を使って消防団員の入団につなげるように努力してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 最後に、運営経費の問題でございます。

消防団の運営経費に充てるため、行政区から消防団協力金が支出されている実態がございます。近年、一部行政区や他の自治体で、そのあり方について議論があり、協力金を受けられる分団とそうでない分団に分かれ、団の収入格差が生じてしまうことも想定されます。

そこで、運営経費の公費負担増額が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 御指摘の協力金につきましては、地域の消防団員が消防団活動を超えて地域の一員として行政区や地域のさまざまな事業に参加・協力し、地域活性化の一翼を担っていることなどに対し、地域の青年グループとしての消防団を応援する意味を込めた支援金と認識しております。これは、消防団と行政区や住民との間で、長年慣例的にやりとりされてきたものであり、市は関与いたしておりません。

市では、出動手当などの人件費、装備資機材費、消防車両や分団機庫の購入、維持、修繕費などの消防団活動に要する費用については、引き続き、全て市で負担することを原則として進めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 御答弁をいただきました。

安心・安全を掲げ、市長も励まれるということで、今後も消防団含めまして地域の防災力を高めていただけることを期待いたしまして、一般質問を終了とさせていただきます。

○議長（石原幸雄君） 以上で、7番伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

次に、2番藤田尚美君。

〔2番藤田尚美君登壇〕

○2番（藤田尚美君） 改めまして、皆様こんにちは。公明党の藤田尚美です。通告に従いま

して一般質問を行います。

まず初めに、人権尊重の多様性社会についてであります。

性的指向でありますLGBT。Lはレズ、Gはゲイ、Bはバイセクシュアル、生まれながらの性に違和感がある性自認、T、トランスジェンダー、男女のいずれかではないと感じるXジェンダーや性的指向や性自認を定めていないクエスチョニングなど、性的少数者は多様であります。

そこで、性的少数者について、本市の認識を伺います。

また、正しい理解を深めるための取り組み、職員に対する研修等について現状を伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） お答えいたします。

現在、市では、性的少数者に該当する方々の人数についての把握はしておりません。

性的少数者に対する正しい理解を深めるための取り組みといたしましては、現在、市職員に対する研修として定期的に行っている男女共同参画の理解促進を目的とした管理職研修及び新人職員研修におきまして、さまざまな性について考えたり、LGBTや性の多様性について、「差別や偏見のない、正しい知識と理解」を深められる内容を盛り込むことに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、LGBT、性的少数者に対しての正しい理解を広めるための啓発について、現在行っている活動または今後の取り組みについて伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 市では、平成30年3月に（第3次）となる「牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画」を策定し、「基本目標Ⅰ 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革」及び「基本目標Ⅳ 男女が健やかに安心して暮らせる生活環境の整備」の中での新規事業として「LGBT（性的少数者）」に対する相談体制の充実を掲げております。今後は、第4次計画の策定へ向けて事業の進捗管理を行ってまいります。

性的少数者に対しての正しい理解を広めるための啓発につきましては、市役所本庁舎2階にあります「男女共同参画コーナー」におきまして、総務省人権擁護局などで作成した「LGBT」や多様な性の理解について、わかりやすく書かれたチラシを常時設置するとともに、牛久市のホームページにも、同チラシの内容を掲載してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、ほかの自治体においては、LGBTの相談窓口や電話相談を受け付け、対応しておりますが、市としての相談体制はどのようになっているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） （第3次）「牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画」におきまして、「基本目標Ⅰ」の中の実施事業の一つに位置づけられている「フェミニスト相談（男女のための悩みごと相談）」は、平成16年度から始まり、年間約20件ほどの相談を受けております。平成28年度からは性別にかかわらず、さまざまな相談を幅広く受け付けております。

フェミニスト相談開始以来、性的少数者に該当する方の相談はいまだ受けたことがございませんが、御希望があれば、いつでも相談していただくことが可能です。事前予約制により毎週月曜日の10時から16時まで市役所内で行っており、プライバシーに配慮して相談場所は非公開としております。

市の「フェミニスト相談」では解決が困難な案件については、「法テラス」及び性別や多様な性にかかわらず相談の対応が可能である「茨城県福祉相談センター（婦人相談所）」を御案内するなど、引き続き連携を図ってまいります。

そのほかの相談窓口といたしましては、人権相談がございます。人権相談につきましては、水戸地方務局龍ヶ崎支局におきまして毎週月曜日の9時30分から15時30分まで常設相談として行っているほか、年2回、特設人権相談日を牛久市役所会議室にて開設し、相談を受けております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） フェミニスト相談ということで、広報の後ろのほうのお悩み相談の欄にあります。その中に例えばLGBTという文言を入れながら相談を受け付けておりますという周知も必要だと考えますので、今後検討していただきたいと思っております。答弁は結構です。

次に、異性のカップルの場合であれば、婚姻届を出していないために法律上の夫婦とは認められない事実婚も婚姻に準ずる関係を認められており、社会制度上では配偶者と同様の地位と規定されることも多いです。しかし、同性カップルには内縁が全く認められていない状態であり、住居の賃貸契約や病院での面会において戸籍上の家族ではないことを理由に断られるなど不便を余儀なくされております。

パートナーシップ証明書及び宣誓書には法的拘束力はないものの、社会での婚姻に準ずる関係として配慮につながっていきます。パートナーシップ制度は、2015年11月に渋谷区でスタートし、全国で11の自治体に広がっております。初施行から約3年半となる2019年4月1日には、少なくとも9つの自治体が一斉に制度を導入いたしました。

そこで、牛久市において同性パートナーシップ制度、証明制度及び宣誓制度などの導入についての考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 現在、茨城県では性的少数者（LGBT）の相談窓口の整備に向けた相談員育成に取り組むとともに、パートナーシップ宣誓制度についての検討がなされているところです。あわせて、性的少数者の皆様が安心して日常生活を送ることができるよう、不当な差別的取り扱いの解消や性的少数者への理解の増進を図るため、茨城県男女共同参画推進条例の改正を検討しているとのこと。

牛久市といたしましては、県の動向や周辺自治体の状況を注視しながら、引き続き調査と検討を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） それでは、市長にお伺いいたします。

性的マイノリティーの人たちに対する理解がある首長のいる自治体では、首長みずからが指揮をとって導入しているケースもたくさんあります。市長のお考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私たちの人権と考えた場合は、どういう状況であっても私たちの人権は守らなければならないということを私は基本に考えております。ですから、そのような状況においても、社会がどう受けるか、そして全ての者の公平さを私たちはまずもって認識しなければいけないということを私は考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 御理解の御答弁ありがとうございます。

次に、同性パートナーの市営住宅入居について、現状について伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 市営住宅の入居申し込みの資格は、公営住宅法及び市営住宅条例の規定により定められております。その入居申し込みの資格において、現在、同性パートナーは親族と認定されておりませんので、市営住宅へ入居申し込みをすることはできません。また、市営住宅入居申し込みの窓口である建築住宅課では、現在までに入居の相談を受けたこともない状況でございます。

しかしながら、LGBTなど性的少数者のカップルをパートナーとして認めようと茨城県が導入を目指す「パートナーシップ宣誓制度」など、性的少数者への支援策を検討する県主催の勉強会（医師、弁護士、当事者など計10人の委員で構成されております）が報告書案を取りまとめたこと等伺っておりますので、今後は県及び他市町村の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 県のほうでは7月1日より茨城パートナーシップ宣誓書が施行されると伺いました。その中には県営住宅または県立大学病院等も、県営住宅の申し込みもできますし、県立中央病院での手術同意等の際にも利用できるということで、このパートナーシップ制度に対して、市として、市営住宅を申し込みに来た場合、受け入れのほうはどのように考えるのか、再度伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 先ほども申したとおり、今現在のところは申し込みの資格はありませんが、県の動向等を注視しながらしっかり勉強して対応してまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、ひきこもりの高齢化、8050問題について伺います。

ひきこもりの問題はかつて若者の問題でありましたが、しかし近年は厚生労働省の定義年齢を超えた40歳以上のひきこもりが全国で推計約66万人ということで、社会問題化してきております。

中高年のひきこもりがふえている要因として、以前のひきこもりの大半は不登校経験者でしたが、今は社会人になってから引きこもる人がふえてきております。平均年齢が34.3歳にまで達している状況であり、一度引きこもった状態が数年続くと次第に無気力になり、みずから抜け出すことはほぼ困難と言われております。

まず、ひきこもりの実態調査の前にひきこもりとはどのような状態かということを伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） ひきこもりには、仕事や学校に行かず部屋からほとんど出ないケース、部屋からは出られるが家から出ないケース、近所には買い物に行けるケース、自分の好きなことのためには外出できるケースなど、さまざまなケースがありますが、家族以外とはほとんど交流がなく、このような状態が6カ月以上続いた場合をひきこもりと呼んでおります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、国においては、2015年に実施した若者ひきこもり調査に続き、2018年には中高年ひきこもり調査を実施しました。今回の調査結果では、約66万人のうち7割以上が男性で、ひきこもりになった年齢は40歳以上が57.4%、きっかけは退職が最も多く、人間関係、病気などがありました。特に、2000年前後に大学を卒業した40歳から44歳の層は、バブル崩壊後の就職氷河期とも重なっており、就職活動の失敗がひきこもりの原因となった可能性もあるとのことでした。

また、今回の調査ではひきこもり期間の長期化も鮮明になり、5年以上が約半数を占め、10年を超える人は約3割に上がっております。このように実態調査をすることにより、当事者とその家族の大変さと支援体制の明確な働きかけが見えてくると私は考えますが、牛久市においては市内のひきこもりの実態について調査を実施しているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） ひきこもりの実態調査につきましては、内閣府において2018年に中高年を、2015年に若者を対象とした調査を実施しており、茨城県におきましては平成28年度に県内の民生委員児童委員5,261名を対象に、該当者の有無、人数、性別や年齢等の属性について調査を行い、この調査で把握したひきこもり該当者数は1,467名となっております。

牛久市におきましては、茨城県の調査におきましても調査回収率が48.3%であったことや引きこもる本人またはその家族を把握し調査することが困難であることから、ひきこもりの実態調査は行っておりませんが、平成30年度におきましては、社会福祉課に16名の方からひきこもりに関する相談が寄せられ、精神保健福祉士による電話、訪問及び来庁による相談、精神科医によるこころの健康相談により対応しているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、相談・支援体制について伺います。

最も重要なのは支援体制であります。現在、全都道府県、政令市にひきこもり地域支援センターが設置され、茨城県においてもひきこもり相談支援センターを開設し相談支援体制を整備しておりますが、それだけでは足りません。当事者が孤立する前に訪問支援から就労支援まで切れ目のない相談支援体制を確立することが必要となってきます。

全国に先駆けて専門の相談窓口を開設した和歌山県田辺市は、相談窓口に加えてひきこもり検討会を設置し、官民で支援ネットワークを構築したことであります。医療、福祉、教育、労働などの専門知識を持ち寄り、ひきこもりの段階に応じた適切な提案を行っております。実際に18年間引きこもっていた男性に支援を続けた結果、就労につながった例があるとのことでした。

牛久市の相談・支援体制はどのように行っているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） ひきこもりに対する相談や支援につきましては、電話相談、面接及び訪問を通して、ひきこもり相談支援センターの案内や保健所で実施する家族教室の情報提供を行うとともに、医療行為が必要な方に対しては医療機関への受診勧奨を行っております。しかしながら、本人から相談を受けるケースはほとんど見受けられず、家族からの相談は

あるものの、1回の相談のみで、訪問を拒否されるなどなかなか支援につながらない場合が多い状況にあります。

今後におきましても、ひきこもりの支援には家族以外の者との社会的つながりが重要であると考えておりますので、急がず、焦らずに電話相談、面接、訪問を通してきめ細やかな支援を実施してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 牛久市内でも、ひきこもりの御家族をお持ちの方がいらっしゃいまして、その中で、市役所のほうに何度も相談に伺っているそうです。その際に本当に寄り添っていただいている支援ということを伺っておりました。御家族の方、一日も早くお子さん、40代の方なんですけれども、外に就労していただきたいという思いで通っているそうですので、引き続きさまざまな御相談に対してきめ細やかな対応をしていただきたいと思います。

次に、教育行政についてであります。

まず初めに、マルチメディア教科書の導入の経過についてであります。

マルチメディアデジター教科書とは、2008年9月17日施行の教科用特定図書等普及促進法と著作権法第33条の2の改正によりLD、学習障害等の発達障害や弱視等の視覚障害、その他の障害のある児童生徒のためのマルチメディアデジター教科書が制作されました。

このデジター教科書は、通常の教科書と同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声をシンクロさせて読むことができるものです。児童生徒は、音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵を見ることができ、活用・指導することは有意義であるとされております。

文科省においても、タブレットを用いた教育が有効であり、読みの苦手な子供、聴力障害等児童等の助けになるとして、調査研究事業としてデジター教科書制作の効率化に取り組み、制作基準を整備しながら教科書を拡充し、平成30年12月現在では360冊を超え、検定教科書の約8割を提供しているとのこと。

2016年には障害者差別解消法が施行され、これまではこの教材を使用しようとしている子供の家族を初め、子供1人ずつで申請する仕組みでありましたが、自治体単位で申請する仕組みに変更されました。書くこと、読むことは、非常に重要な勉強であり、支援を必要とする児童だけではなく、読むことが苦手な子供に活用すべきだと考えております。

まず、導入の経過について伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） デジター教科書は、学習障害や発達障害を初め、読みに困難を抱えているような児童生徒が、タブレットのICT機械を介しての読みの困難さに対応できる教材で

あります。

現在は、広報不足であり、このデージー教科書を市内の小中学校で使用している児童生徒はおりません。しかし、家庭でのデージー教科書を使用している児童がおり、学校でも授業でのデージー教科書を使用できるように申請した学校があります。

学校でデージー教科書を使用するためには、まず日本障害リハビリテーション協会のホームページから申請を行います。申請から登録までに1週間程度かかることがあります。申請登録が完了した後、必要な学年の教科内容のデータが届き、使用するパソコンやタブレット等から授業で利用できるようになります。

市内の各学校にタブレットやパソコン、電子黒板、パソコンとつないだモニターテレビ等が導入され始めました。読みの困難さがある児童生徒が少しでも学びやすくなるよう、デージー教科書を各学校の特別支援学級で活用できるように早急に検討してまいります。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） このデージー教科書の導入について何度か質問させていただきました。その際、常に調査・研究ということでしたが、今回、早急に導入していただくという力強い答弁をいただき、当事者であられる保護者はこの答弁で安心されたと思います。

この取り組みが誰一人置き去りにしない教育の一つではないかと考えます。できれば、面談の際におきましても、特別支援学級の担任全員がこのデージー教科書についてきちっと説明ができるよう、また教育委員会のほうから周知をして徹底をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、夜間中学について伺います。

夜間中学は、公立の中学校の夜間学級のことをいいます。戦後の混乱期の中で義務教育を修了できなかった人やさまざまな理由から本国で義務教育を修了せずに日本で生活を始めることになった外国籍の人など、多様な背景を持った人たちが一生懸命学んでおります。最近では、形として中学校を卒業していても、不登校などの理由で十分に通うことができなかった人たちの学び直しの場としての役割も期待されるようになりました。

平成28年12月に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が成立し、同法第14条において全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務づけられました。今後、自治体においては、夜間中学の新たな設置やいわゆる自主夜間中学等における学習活動への支援などに取り組むことが求められております。

全国の夜間中学では、平成29年時点で1,687人が学んでおります。年齢別から見ると、

60歳以上の生徒が456人、15歳から19歳の生徒は73人です。また、国の子供の貧困対策大綱において義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進すると盛り込まれております。

まず初めに、さまざまな事情により義務教育を修了できなかった方々の中には、さきにも述べたように戦後の混乱期の中で教育を受けるにも受けられなかった方、あるいは親の虐待によって学齢にもかかわらず居どころ不明となって学校に通えなかった方々、不登校などの理由で形式卒業者だったり、無国籍などの特別な事情で学校に就学させてもらえなかった方々も含まれていると言われております。こうした方々がもう一度学びたいと希望する場合の教育を受ける機会の確保についてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 夜間中学は、公立の中学校に設置される夜間学級で、義務教育を修了しないまま学齢期を超過した方や不登校等のさまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、また外国籍で教育を受ける機会のなかった方々の教育を保障するための重要な役割を果たしているものです。

一方、平成29年2月に施行されました「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、いわゆる教育機会確保法第14条では、実質的な未修了者を含む義務教育未修了者に対して、地方公共団体は、夜間中学等に入学できるようにすること、その他の必要な措置を講じる義務を負うことが規定されました。

このことにより、地方公共団体は、学校で勉強したいと希望する義務教育未修了者等がいる場合には夜間中学等を開設して、そこへ入学できるようにすることが望ましい一方で、仮にそれができない場合であっても何らかの措置をとらなければならないものと考えます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 本市においても不登校の中学生が存在する中、夜間中学は、不登校児のために、ほとんど学校に通えないまま学校の教育的配慮により中学校を卒業したいいわゆる形式卒業者に学び直す機会を提供していくことも期待されております。そのために夜間中学の設置の考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 近年、不登校児童生徒がふえている現状があります。また、教育機会確保法の趣旨を十分勘案すると、今後において的確な対応をとる必要性があると思います。そこで、文部科学省で発行されている「手引き」なども参考にしながら調査研究を進めてまいりたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 調査研究をするということで、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の第15条の中に、夜間中学の設置等に関する協議を行う協議会を組織することができるかとされております。茨城県においても、協議会を組織して夜間中学の設置に向けた検討を行うべきと考えますが、牛久市が先頭に立って茨城県に協議会の組織を呼びかけるべきではないかと考えますが、御見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 議員御指摘の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第15条に定める協議会は、県及び市町村の役割分担や事務の実施に係る連絡調整を行うものでありますが、そのような組織の有効性の検証も含め、今後において調査研究を進めてまいりたいと思います。現在、常総市がその段階にありますので、常総市に聞き取りなどを行っている状況であります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 今教育長のお話もあったように、常総市が来年の春開校ということで、運営ノウハウを全て県内初で常総市がつくっているということで、来年の春以降、牛久市もぜひ視察に行っていただいて検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、教員の働き方について伺います。

2018年2月、文部科学省から学校の働き方改革に関する通知が出され、教員の多忙化の緩和に向けた動きが本格化しました。この働き方の目的は、教員の健康を守り、研さん時間を確保して授業力向上を図ることです。

教員の長時間勤務の実態が改めて注目されたのは、2014年、OECDが公表した調査結果で、日本の中学校教員の勤務時間が1週間で53.9時間と3カ国中ワースト1位だったことがきっかけでした。さらに、文科省が全国の小中学校教員を対象に実施した2016年度の調査では、自宅残業も含めた時間外労働が月80時間以上と、いわゆる過労死ラインを超えた教員は小学校では57.8%、中学校では74.1%にも上がりました。トイレに行く時間もとれないほど過密な業務状態を是正し、教員の心身の健康を守るために国も動き出しました。

働き方改革を行う背景には、2020年度から実施される次期学習指導要領への対応も挙げられます。学習指導要領では、将来予測しにくい社会を生きていくための資質・能力の育成を目指し、教育の質的転換が図られようとしております。そこで、業務軽減によって余裕を生み出し、教員一人一人の授業力等をさらに高めてもらうことで、子供の資質・能力向上につなげようとしております。

まず、平成30年度における牛久市の取り組み状況を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 当市では、昨年度（平成30年度）までに3つの取り組みを行っております。

1つ目は、教職員の勤務時間の把握と管理をする目的で、平成30年2月にタイムレコーダーを導入し、同年4月より稼働いたしました。出退勤時間を電子データで管理することで、勤務時間の実態を把握することができました。

2つ目は学校閉庁日の実施です。平成30年度は8月13日から16日のお盆期間の4日間、11月13日の県民の日、年末年始の12月28日と1月4日の計7日間を教職員等の健康増進と休暇取得を増進する趣旨で学校閉庁日を実施しています。なお、学校閉庁日は、休暇取得を推進する趣旨から、牛久市立学校管理規則で定める休業日には指定していません。

3つ目は、留守番電話の設置です。学校における教職員の長時間勤務を是正するために、物理的な機能として各小中学校の電話に留守番電話機能及び通話録音機能を平成30年8月中旬に設置しました。運用開始に当たりましては、留守番電話で受けた後のスムーズな緊急連絡体制が課題でありましたが、保護者の皆様にも不要不急の連絡は控えていただくよう御理解いただき、現行では大きな問題もなく運用ができていると考えております。

また、このほか、教職員の長時間勤務を是正する取り組みとして、各学校に必要以上の文書配付やアンケート調査など、時間外での業務が想定される作業の削減に努めたり、先生方が学校を離れて研修するといった機会もできるだけ少なくしています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、令和元年度における現在の取り組み内容を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 令和元年度における取り組みについては、昨年度末に作成された第1期牛久市教育振興基本計画の中で、「教職員の働き方改革の推進」との施策を位置づけ、今年度より新たに設置された教育企画課を主管課として推進しています。

推進に当たっての基本的な考え方としては、教職員の時間外勤務の縮減という定量的な効果を求めるだけでなく、先生方の負担感や不安感を少しでも解消できるような定性的な効果も求めていきたいと考えています。そのような中で、学校行事や学校のカリキュラムに関する事項については、学校長のリーダーシップのもと、各学校で取り組んでいます。

一方、教職員の学校事務の効率化も必要です。この校務改善については、教頭会や事務職員さんが中心になって事務の共同実施を進めています。そこでは、現在の事務のあり方の見直しとともに、ICTを活用した事務の合理化も検討しています。

具体的には、成績処理や児童生徒の記録をICTの活用でどれだけ合理化できるか、国や県、

他団体から送付される大量の文書の管理と処理をいかに効率的にできるか、学校徴収金という教材費やPTA会費など、学校で集金するお金の管理と滞納処理を含めた徴収方法の改善などを対象に合理化の議論を進めています。すぐにでもできる改善と予算のかかるものがありますので、費用対効果も考えながら進めてまいります。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） ある保護者から、これは働き方改革を否定するものではございません。働き方改革になってから「運動会が半日で終わるのは働き方改革なの？」や「クラブ活動がことしになって一度もやっていないことが働き方改革？」、「子供が下校中にけがをして学校の外には出れませんと言われたのも改革の一つなの？」など。業務負担が大変なことは保護者の方々も本当に理解は示しております。一方で、働き方改革のためという一言で手紙を配付されるという学校もあり、保護者自身、不安を抱いているそうです。子供たちのために配慮したことが働き方改革の一つだと思われるところもあるようで、これはやはり働き方ということとはということで、保護者の理解も必要だと思います。今まで行われてきたことが今現在やってもらえないというなお声を多々いただいておりますので、理解をしていただくために教育委員会としてどのように今後周知なり考えられているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教師の働き方改革の本当の目的は、「これまでは子供のためであればどんな長時間勤務もよしとする」という働き方の中で多くの教師が疲弊していく現状では、決して子供のためにはならない。教師が自分の働き方を見直し、みずからの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、みずからの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることとあります。

一方で、来年度より新しい学習指導要領がスタートします。これからの不透明な時代に向けて生きていく子供たちに育てるべきものとして3つの資質・能力を挙げています。3つとは、1つは知識・技能、2つ目は思考力・判断力・表現力、そして3つ目は学びに向かう力です。授業ばかりでなく遠足や運動会など、全ての学校教育をこの3つの資質能力を育てるといった視点で見直しましょうとなりました。そして、全ての教育活動をアクティブ・ラーニングという視点で見直しましょうとなりました。そこで、全ての学校教育活動は何のためにやるのか、その目的をもう一度見直し、そこで育てるべき力をいろいろな教科や行事と連携させていきたいと思いますということになりました。ある中学校では美術や国語や数学や英語の力をどのようにつけるかといった観点で修学旅行を見直しています。こうした取り組みの中で、各学校では、これまで行っていた学校行事の目的を見直し、別の行事や体験でその目的が達成できるものはないかといったことも考えています。こうした整理統合を進めることで、教職員の働き方改革に

もつなげましょうといった国の指導があります。

学校は、小学校3年生からの外国語教育、道徳の教科化、プログラミング教育、地域を取り込んだ教育活動、これまでと大きく変わる成績のつけ方、教職員の勤務時間管理など、次から次へと改革を迫られています。こうした改革を進めなければならない学校の実情を広報し、子供たちのために何がよいことなのか、保護者や地域の皆様とともに考えていきたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） それでは、保護者への理解、広報、常に子供を真ん中に置いて考えていていただきたいと、行事の見直し等もしていただきたいと思います。

また、教員の働き方改革にも、教員にもやはり子育てをしている人、介護をしている人などがおりますので、さまざまな人にとって働きやすく持続可能な勤務環境の整備をさらに強化していただきたいと思います。

次に、公立幼稚園の今後ということであります。

今回の幼児教育の無償化の特徴は、保護者所得にかかわらず、3歳から5歳児の普遍主義的無償化が行われることであります。普遍主義的無償化は、全ての子供、若者を権利主体とみなし、保護者、属性にかかわらず、ひとしく教育機会を保障しているという評価されるべき理論的な特徴があります。

幼児教育とは、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。近年では、諸外国において質の高い幼児教育がその後における成績向上や進学率の上昇、所得の増大、犯罪率の減少をもたらすなど、教育的・社会経済的効果を有するとの実証的な研究成果が得られています。

今回は公立幼稚園についてですが、本市には公立が2園存在しており、2園とも高い評価を受け、保育を行っております。第一幼稚園につきましては、存続が決定し、ひたち野うしくに4月より移転することができました。この公立2園は、入園料3,000円、保育料月額4,000円という金額で運営されております。

まずは、この保育料の使い道を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 公立幼稚園は、授業料としまして、ただいま議員がおっしゃいましたように月額4,000円を徴収しております。昨年度の収入額といたしましては408万円ございまして、幼稚園運営費総額は5,507万円ございまして、そのうち職員の人件費を初め、園児が使用する教材費及び光熱水費、施設管理費などの運営費の一部に充当しているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） これまでの市の負担をお示してください。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 昨年度の市の負担でございますが、先ほど答弁いたしました授業料で充ちいたしました以外、全てで5,099万円ほど負担いたしております。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 今後全ての保育料が全額市の負担となってきますが、どのぐらいの金額を見込んでいるのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 公立幼稚園2園で合わせて定員いっぱいの140人の園児をお預かりした場合、5,778万円の負担ということになります。さらに、給食費につきましても、収入額360万円未満の家庭の園児を対象に無償ということになりますと約80万円の負担増ということになりまして、これを合わせて全て市負担ということになるという状況でございます。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） これ通告していないんですけれども、この保育料が無償化になるということ、保護者に対しての周知はどのようにされるのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 無償化の周知方法ということでございますが、現在のところは各園で保護者の皆様への通知を配付するというのと、あと降園時などに保護者の皆様に説明をしていくということで考えているところです。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） この保育料が無償化ということで、全部ただというか、実費もありますよね。その部分もまだ理解をされていない保護者の方たちもおりますので、1カ月どのぐらい負担があつて無償がどの部分なんだということをしかりと周知を、御理解をいただいておりますので、よろしくお願いします。

それでは、次に、公立幼稚園の位置づけはどのように考えられているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 公立幼稚園は、障害児など全ての幼児に教育の機会を提供する最後のとりででありまして、幼保小の小1ギャップをなだらかにし、確かな学力の向上につなげる。さらに、公立私立を問わず幼稚園教諭及び保育士が研修や相談と家庭教育の支援を行う幼児教育センターとしての機能を持った幼児教育実践の場としていくことが公立幼稚園の役目で

あると考え進めているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 公立幼稚園は茨大とのコラボといいますか研究を一緒にされているところで、障害児の最後のとりでであると同っております。

今後、さらに幼児教育センター、まだ機能はされていないと思いますので、他の市町村ではここを公立でもなく、私立というような線を引かず、全幼児教育に携わっている先生たちを介してのセンター的機能となっているところが多いので、またそのところも検討していただきたいと思います。

次に、4月より開園しました第一幼稚園の駐車場の現状について伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

第一幼稚園の駐車場といたしまして、現時点ではひたち野うしく小敷地裏手で、第一幼稚園にも隣接しました未舗装の駐車場を利用させていただいております。当該駐車場は秋口にはひたち野うしく中学校のグラウンド工事が開始されるため、使用できなくなる予定となっております。市といたしましては、第一幼稚園の駐車場として幼稚園北側に隣接した14台の専用駐車場とひたち野うしく中学校テニスコートに隣接した60台の共用駐車場及びひたち野うしく小学校駐車場などを使って運用する計画でございます。

なお、幼稚園南側に隣接された41台の駐車場がございますが、こちらにつきましては、当該駐車場を幼稚園の送迎で使用すると隣接をしております住宅地内の車の往来が増加することを幼稚園建設の際に行いました住民説明会で御心配の声をいただいているということもございまして、こちらにつきましては朝駐車したら夕方まで車の移動が基本的にない教職員などの駐車場として使用することといたしております。

園に対しましては、14台の隣接した第一幼稚園専用駐車場をお子さん受け渡しのために一定時間の駐車を利用していただき、保護者が園に残って相当時間幼稚園教諭と懇談や相談をしたり、またお子さんの様子を観察したりという場合には、若干離れておりますが、テニスコート脇またはひたち野うしく小学校駐車場に一旦車をとめていただきまして参観等していただくように保護者に協力要請するよう園のほうに指示をしているところでございます。

なお、テニスコート脇またはひたち野うしく小学校のいずれの駐車場も距離的にこの3月まで設置しておりました中根小学校の状況よりは改善されているということを申し添えさせていただきます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 中根小の砂利の駐車場から園舎に向かう大変さもわかっておりますが、

それよりも改善されたというのは認識しております。なのですが、この今使われております41台の部分にずっととめられると思っていた園児の保護者の方から住民説明会で行われた内容を伺ったんですけれども、納得いかない。園から徒歩で数十メートル先の駐車場にとめて狭い道路を歩くため、登園車両や一般車両等に対しての危険があり、園児はもちろんですが、保護者と同伴する園児の下の子はまだ幼く、手を離すと急に走り出したりすることもあり、特に注意が必要となりますということと、また14台の園の前のところでのピストンのところはなかなか危険、私も第一幼稚園で駐車場なり見てまいりましたが、なかなか慌ただしい朝の時間でそれをやるのは非常に危険だというふうには思います。

今後、そのように先の駐車場にとめるということを決めた際に安全対策はどのように考えているのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答え申し上げます。

公立幼稚園児の登園に対する安全確保策といたしましては、先ほども申しましたが、園の北側にある14台の専用駐車場を利用して短時間の駐車登園で行っていただくとともに、一定時間駐車したい保護者につきましては、テニスコート脇及びひたち野うしく小学校駐車場を使用していただく方向で考えております。

テニスコートから第一幼稚園までの市道につきましては、ひたち野うしく中学校の開校に向けて今年度中に道路拡幅工事が行われ、幅員6メートルの道路となります。中学校敷地側に隣接して約1.5メートルの路側帯を設け、カラー舗装をいたします。ひたち野うしく小学校駐車場からは階段はございますが、ほぼ交通量の少ない箇所の通過のみで登園をすることができます。北側道路の工事期間中は特にひたち野うしく小学校駐車場を活用してまいりたいと考えております。

なお、北側テニスコート脇駐車場から第一幼稚園の経路といたしまして中学校敷地内を通ることにつきましては、皆さんの御意見を受けて今後前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

最後になりますが、第一幼稚園周辺に点在する限られた数の駐車場を幼稚園と小学校、中学校がそれぞれ協力し、混雑する時間帯を分け合いながら運用していかなければならないと考えておりますので、何とぞ御理解のほどお願いいたします。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 中学校の敷地内を通れるように前向きに検討していただけるということで、あそこの道路に例えば今後声を出すとゾーン30とか、またスクールゾーンではなく幼稚園の園児のためにキッズゾーンというものが新たに国交省のほうで設けられたということ

伺いました。このように安全対策をして、またこういう説明を丁寧に園のほうから保護者のほうに理解していただけるように話をさせていただきたいと思います。やはり最近のニュースでも見てわかるように、幼稚園、保育園の園児たちが犠牲になるケースが本当に多発しております。命を守ることを第一に、安心・安全に登園できるよう、検討をお願いしたいと思います。

最後に、教育長に公立幼稚園の魅力について伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先ほど部長もお話ししましたように、センター機能として一つだと思っています。公立幼稚園の特徴というのは、徹底的に子供たちを遊ばせます。遊びの中からこの子はどんなものを学んでいるんだろうと丁寧に見取るのが公立幼稚園の特徴でありまして、いろんな幼稚園ありますが、うちはこんな特徴にしている、こんな特徴にしているといろんなPRの仕方もあると思いますが、公立は本当に遊びの中から子供たちの特徴を見出すというのがありますのと、先日第二幼稚園に行ったら驚きましたのは、公立幼稚園ですから2時に子供たちは帰るんです。3時までには園庭開放といたしまして、そこで子供たちと親が皆さん遊んでいるんです。そこで、お母さんたちの悩みをお母さんたちが聞いて、悩み相談をやっている姿がありました。保護者が保護者を育てているんだなという風景があったり、その中のお母さんに英語ができるお母さんがあって英語教室というのが始まったんだよという話とか、障害の重い双子の子供がいるんですが、そのお母さんが車で乗りつけるとほかのお母さんたちが三々五々迎えに来てその障害のある子供を預かってあげたり、木工クラブというのをつくって子供たちが池の改修をするとなるとそのお母さんたちがわっと集まってお手伝いをするとか、いろんな形をしています。

また、ちょっと早目に来て保護者座談会というのをやって、大学の先生を交えながら、そこで学び合いをしているというようなことを見てみると、普通の幼稚園や保育園で朝お母さんたちが送って行って置いて帰っていくと。夕方も急いで迎えに来て急いで帰って行って家事をするというような場面と比べると、随分保護者たちがつながり合って、保護者たちも育てているんだなというのをつくづく感じるし、いろんな保護者が子供たちの教育に携わっているんだなと思いますと、働いていないということがちょっと大きい要因かとも思いますが、公立幼稚園ならではのすばらしい風景を見て、こんな価値があるんだなというのをつくづく感じました。

また、茨大の特別支援専門の大学の先生とタイアップしているものですから、障害児教育については本当にすばらしい実績がありますので、こういったものを私立の幼稚園、保育園にも広めていけたら助かるのかなというようなことも感じました。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 魅力があるこの公立幼稚園の保育の仕方、障害児教育でさまざまな幼

児教育に携わっている先生が悩むところでもありますので、この幼児教育センター的機能を使いながら障害児教育を広めていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で2番藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時5分といたします。

午前11時41分休憩

午後 1時07分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第28号の1件、議員提出議案第1号ないし議案第3号の3件、請願第1号の1件及び陳情第6号の1件が提出されましたので、報告をいたします。

また、請願第1号及び陳情第6号の2件につきましては、内容を十分検討の上、考慮されま
すよう、お願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2、議案第6号ないし日程第21、議案第25号の20件を一括議題といたします。

○

議案第 6号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

議案第 7号 牛久市放置自転車等防止に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運
動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

議案第10号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

議案第11号 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
について

議案第14号 牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

- 議案第15号 牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第24号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 工事請負契約の締結について

○議長（石原幸雄君） これより、議案第6号ないし議案第25号の20件について順次質疑を許します。

質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素に明瞭にされるようお願いいたします。また、答弁に際しては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

なお、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑されますようお願い申し上げます。

初めに、議案第6号についての質疑を許します。21番遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） それでは、議案第6号について質問をしたいと思います。

これは関連する18号までが消費税率の引き上げに伴う改正との市長の御説明ございました。しかし、第6号につきましては、改正後のみの内容になっております。中には現行とのこともありますが、この6号から18号の中に現行との、載せなかった、なぜ載せていただけなかったのか、その辺を伺います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 現行を載せなかった理由ということなんですけれども、特に他意はございません。総務当局と協議をしつつ改正後の数字を載せたわけですが、今の数字を載せなかった理由というのは特にございません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） この条例をいただきましたので、前の条例はどうなっているのか、

特に別表等につきましてはホームページ等で私も出しました。そうしましたところ、0.2%アップということの説明でありましたが、2%ではなく切り上げになったり、または切り捨てになったり、そういうようなことが多々見受けられております。そういうことから、例えばこの2%全てについてきちっと基準を持って上げているのかどうか、その辺が大変不明確なところがあるのではないかというふうに感じるわけなのですが、その辺、今回の2%引き上げにつきましての市の見解、それがどうだったのかというところ、ここをまず伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 大変申しわけございません。先ほどの質疑なんですけれども、私のほうでもう一度御説明をさせていただきますと、条例上、次のように改めるという内容の場合は以前の数字を載せなくてもよろしいというふうな内容だそうでございます。

それから、2つ目の質問、8%から10%に改正されることに伴って2%ではなくてということでございますよね。確かに108分の110を乗じているんですけれども、中には10円単位で繰り上げている関係上、例えば1.9何%とか2.何%とか、2.0何%とか、そういうふうなことになってございます。ただ、それは10円を切り上げたというふうな話でございますので、結果的におおむね2%内外でなっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長山崎 裕君。

○経営企画部次長兼財政課長（山崎 裕君） 今回の消費税の基本的な考え方です。これは、今回の2%の税率アップ前の金額、これ8%消費税かかっていたので、それを割り戻して、それで新たに今回の10%の消費税率を掛けます。その結果、端数出ますけれども、端数にしましては切り上げといたしました。この考え方は、前回の5%から8%に消費税率が改正された内容と同じ手法をとっております。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第12号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第16号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第17号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第20号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第23号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第24号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第24号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第25号についての質疑を許します。14番杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 議案第25号工事請負契約の締結についてに関して質疑をさせていただきます。

この契約の内容は、平成31年度ひたち野リフレ空調改修工事のⅡ期工事であります。これに関して主に3点について質疑をさせていただきます。

第1は、予定価格と落札価格の差が大き過ぎないかということでございます。積算額、設計価格、予定価格はともに税込みで1億8,002万2,000円、税抜き価格が1億6,382万円、これに対して落札価格は税込みで1億4,025万円、税抜きで1億2,750万円、差額は税込みで3,995万2,000円、税別で3,632万円と、ともに2割以上の差がございます。2割以上の差というのは大変大きいものではないかというふうに考えるわけですが、このことから幾つか疑問点が出てまいります。

その第1は、そもそも積算額、設計価格、予定価格などが出されているわけですが、この制度に問題はないのかどうか。予定価格から2割以上も下げても落札するというふうな事態はどちらかに問題があるのではないかというふうに思うわけですが、まずその積算の仕方、額、それに問題はないのかどうかということについて疑問がございます。これについて質疑をいたします。

次に、そういう2割以上も低い額で落札したということでございますので、以前の前市長時代にもいろいろそういうふうな指摘や何かがあったかというふうに思いますけれども、契約後

に追加工事費などのさまざまな理由で価格がつけられる、そういう手法につながっていないのかどうかという疑問点。これは疑問点です。これが第2番目。

第3番目に、そのようにダンピングに近い価格で工事が行われて公共工事の質は保証されるのかどうか。このことについて疑問と感じられます。

第4に、最低制限価格というものが定められていないわけですが、これは牛久市の場合、常にこのように行っているのか。そして、なぜそのようにしているのかということについてお聞かせいただきたいというふうに思います。これが第1の大きな質問点であります。

2番目に、市内業者の育成というふうな観点からどうなのかということでございます。今回の場合、市外の業者さんにやっただいているわけですが、市外を一律に排除すべきかどうかということではなくて、やはり税金を納めていただいているという市内の業者さん、こういった方々をどのようにふやしていくのか、そして育てていくのか、このことは大変大事なことだろうというふうに思うわけですが、その点からどうなのかという疑問でございます。

牛久市の契約規程の別表第1、ここに業者区分表というものが掲載されております。市内業者、準市内業者、市外業者というふうに区分をされています。この市内業者の規定の中に、認定条件の中に、市内に本社を置くということがありますが、そのほかにはほとんど内容的に書かれていない。これで十分なのかどうかということでもあります。例えば、兵庫県の丹波市などでは、本社を置くかどうかということだけではなくて、その本社の機能、構造、そういう問題を条件に入れています。例えば、常駐の職員数が何人いるのか、何人以上でなければいけないとか、あるいは専任の技術者の配置なども明記をされております。この点、牛久市の場合、契約規程の中にはそのようなことがなく、単に本社を置くということだけで、悪い言い方をすればペーパーカンパニーでも許されちゃうのかというふうな心配といいますか、そういうふうな指摘もあるようでございます。それから、準市内業者についても、同様なことが言えるのではないかとこのように思います。

そして、この問題では、私は牛久市の契約規則あるいは契約規程の中に市内業者を優先する原則というものが書かれていないのではないかとこのように私の読んだ範囲では感じるわけですが、書かれているということでしたら、どこにどのように書かれているということがあれば御指摘いただきたいと思っておりますけれども、他市の例で、例えば秋田県の大館市などでは市内の業者を優先するということをきちっと明記をされています。この点についてはどうなのかということがもう一つございます。

それから、建設工事の一般競争入札における市内業者以外の業者が落札した件数と受注額の割合を10年前、5年前、昨年度の推移で示してもらいたいということでもあります。これらに

については、既に事前に御相談、通告をさせていただいておりますので、ある程度御準備もいただいているのではないかとこのように思います。

次に、3つ目でございますが、牛久市の契約規則、契約規程というものを今回のことである読ませていただき調査をさせていただいたんですけれども、そこで、率直に感じたのが改正の回数がやたら多いということでありまして。これどのくらい多いかといいますと、牛久市の場合、例えば契約規則のほうです。20年間で28回変わっているんです。これ年数にすると毎年1.4回、契約規程のほうについていいますと同じく20年間でこちらは39回、年にすると1.95、約2回、平均ですよ、毎年2回変わっていると。例えば、つくば市なんかどうかといいますと、向こうは21年間で15回、つまり年に0.71回、1回やっていないんですね。規定に関するところ、つくば市の場合は契約規程とは言わずにつくば市入札参加者選定等取扱要綱というふうになっているようなんですけれども、これはもっと少なくても19年間で11回、平均すると年に0.58回、2年に1回というふうな状況でございます。なぜこれほど改正の頻度が高いのかということについて、これも悪い考え方で言うのであればということなんですけれども、何かを目的とした恣意的な改正というものがないのかどうかということ、こういうふうな心配もございまして。改正が多い理由、この点についてもお聞かせいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） では、大きく3つの御質問、順を追ってお答えしたいと思います。

まず、積算額、設計価格、予定価格などの制度についてですが、本工事に当たっては設計事務所により積算、設計をした上、発注担当課、管財課、それから建築住宅課とで協議と点検を重ねて設計作業を行っておりまして、社会情勢等に見合った価格であると判断しております。

予定価格につきましては、適正な積算に基づく設計金額から一部を控除する行為は、いわゆる歩切りとして公共工事の品質確保の促進に関する法律に反するものとなりますので、設計価格と同額ということにしております。

次に、契約後に価格をつり上げる手法につながらないかという御懸念についてですが、本件設計は十分な検討を経て設定されたものであり、変更契約は必要にならないものと判断しております。また、落札率の低い契約の変更契約を行おうとした場合、受注者にとってデメリットが発生します。変更価格は変更積算額に請負の比率を乗じて求めるため、この求めた価格は特にダンピングに近い請負率、価格の案件ほど仕入れ価格との開きが小さくなり、利益につなげるのが難しいということになります。

また、追加工事等は発注者、受注者及び工事管理者の三者で協議の上、決定します。協議者

については、私ども発注課の職員のほか、工事経験の豊富な職員、設計事務所等が参加しますので、受注者の意向だけで価格が上がり上がっていくということはありません。

次に、工事の質に関する御質問ですが、ダンピング受注が行われた場合、その工事には工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他労働条件の悪化、安全対策などにつきまして、これは心配する方もございますけれども、本工事は工事としての特殊性が薄く、工事内容が明確化されている工事でありますので、発注課職員と工事経験の豊富な職員とで現場を確認し、工事管理業務委託を発注して設計事務所としての工事管理を行うといったことで、質の低下を未然に防ぐ体制を整えております。

なお、過去における官公需の一般競争入札において今回同様に落札率が低い案件が発生したことがありましたが、それらについての工事成績評価は高く、履行は確保されていたという実際がございます。

次に、最低制限価格の設定に関する御質問です。現在、最低制限価格については設定しておりません。これは、これまでの契約締結における落札率の状況、そして履行が適正に行われているといったようなことから、運用に至っていないという状況でございます。

ただし、今後ダンピング受注と思われる契約が行われた場合、その後の入札においては最低制限価格制度を運用することが必要になってくると考えております。

次に、牛久市契約規程の別表第1業者区分表に関する御質問についてですが、こちらに本社内容の規定がないといったことにつきまして、牛久市で入札参加資格の審査を受けようとする者については、一般競争・指名競争参加資格申請書に牛久市契約規程第4条第3項に掲げる書類を添付して提出するといったことにしております。登記事項証明書の写しや国税の納税証明書、そのほか建設業の許可など営業に必要な許可証の写しなどです。

このほか市内業者に対しては正社員名簿と本市の市税で法人または個人に係る全ての税の未納及び滞納がないことの証明書の写しの提出を求めています。正社員名簿には職員の常勤性を確認できる書類の写しと技術職員に対しては資格証の写し等を添付することとしております。また、職員の増減があった場合、その都度更新した名簿及び添付書類の提出を求めています。

また、準市内業者に対しては、市税の納税証明書のほか、支店及び営業所等の状況調書を提出させることで、市内の営業所の状況を確認しております。

次に、契約規則、あるいは契約規程に対して市内業者を優先する原則を明文するべきではないかという御質問ですが、指名競争入札における業者選定に当たりましては、牛久市契約規程第26条第4項第1号に、市内業者及び準市内業者の有資格者については、当該有資格者の属する格付等級の1等級上位または1等級下位、もしくは2等級下位に属する契約に選定することができるとして機会が広がるよう定めており、一般競争入札においても同様の考え方に基づ

いた入札参加資格を設定しております。今回の案件の参加者についても、市内業者に求める総合診査評点や年間平均完成工事高は低く設定されております。

次に、こちらは一般競争入札における市内業者以外の落札した件数と受注額の割合についてでございますけれども、申し上げますと、平成21年度が7件中1件、これが14.3%、受注額割合の場合、市内業者以外の受注額割合の場合51%、平成26年度が16件中4件、市内業者以外の受注額割合にしますと38.9%、平成30年度の場合、15件中6件、市内業者以外の受注額割合が43.7%となっております。

次に、牛久市の契約規則、契約規程の改正の頻繁過ぎないかという話ですが、他市の変更、改正内容について把握しておりませんが、改正の回数部分についてだけで契約規則等の実質的な変更が頻繁であると直ちに断ずることはできないのかと考えます。改正が多くなっていた理由として、内容、牛久市の場合を見ますと、契約規則については、以前、遅延利息率、これが改正となるたびに規則の改正を行っておりまして、これが回数の多くなっている部分の一部を占めておりますけれども、平成25年、利率の数字そのものではなく法律の条文を引用した改正として改め、これによって遅延率改正による規則改正はなくなっております。

参考といたしまして、平成20年から30年にかけて契約規則の改正は、この間13回改正しておりますけれども、このうち遅延利息率改正にかかわる改正が5回というような経過がありました。また、契約規程については、行政組織改編に伴って改正しているものが多数あります。やはり平成20年から30年にかけてで、この間、契約規程は19回改正しておりますけれども、そのうち行政組織の改編に伴い改正したもののというのが、これが8回ございました。同じ期間内に建設業法の改正に合わせた改正が別に4回あります。申し上げたような状況ではありますけれども、本来契約制度の安定性といったものは、社会状況への適合性ととも、やはり両方とも重要なことであり、このバランスについては難しいこともあるわけではありますけれども、議員の御指摘も踏まえ、今後も調査・研究を続け、調和のとれた制度運営に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから市内業者の優先順位ということで、私もそういう観点、なるべく市内の皆さんが受注、これは公ですから、皆さん公正に入札するわけですが、その中でも、やはり私たちは中学校、武道館ございました。なるべくJV、ましてや分割ということでやりました。多くの企業の方が参加できるよということでやりました。そして、なかなか牛久は親でとれない業者が、業者が少ないです。だから、私もこんなのでやったら本当に他市町村にとられてしまうということで、なるべくJV条項をつけて、なおかつJVのいろいろ比率もございます。七三、六四とか、そしてあります。そしてなるべく親でとられたんだけ

れども、でもこれなるべく今度皆さんが入りやすい、点数を下げたり、点数を下げるというのは何百点とあるんですけれども、それを牛久に限っては少なくしたり、あと金額条項も下げたりということで、これやってなるべくその業者に参加できるようにやったつもりでございます。その改定が恐らく最近の改定の条項の中に若干入ってくるのかなと思っています。なるべく地元育成、そして多くの仕事をいただいて、そして牛久ばかりじゃなくしているんなところの県とか、いろんな行けるように私は努めるのがやはり地場産業育成の観点だと思っています。

ただ、いろんな分野においては、まだまだ牛久の大きな企業、これからまた大きな企業さんできるでしょうけれども、でもそれについても私たちは何かできることはないかということで、その契約に関してはもう少しここをこうしよう、でも6者とか7者を入れてもいいんじゃないか、それはいろいろ規格から決まりもございますけれども、そういうことでやっています。ただ、私は、そういうことで、業者の選定についてはいろんなこうしよう、地元を育成しようということで、特定に限った業者をどうだこうだということ、確かに今建築業組合と協力組合とございます。非常にそういうことで、いろんなことで、選挙でそうなってしまった現実もございます。なるべくそうした人たちも平等に同じ土俵に上げようということで、私はやったつもりでございます。

そして、私は全てそれに関しては、全て私は検査、管理課から報告来ています。そして、よりよい方法何かないかな、よりよい方法ないかなということで、それで違った、じゃもう一つこのときにはこうしようということ、私は常に言っているつもりであります。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） お答えの中で、積算は適切に行われているというふうなお答えでございます。だからこそというふうなことでもあるわけですが、落札価格が大きく離れるというふうなことというのは、さまざまに、先ほども少し挙げさせていただきましたけれども、問題が生じるのではないかというふうに思います。その意味でも、最低制限価格というものはやはり工事の質というものを維持する、そしてまたそこで、工事を請け負っている会社の中で、働いている労働者たちの生活というものの安定、そしてこの市内業者自身の経営の安定というふうな面からも必要なものではないかというふうに考えますので、この問題については先ほども回答の中で前向きに考えていきたいというふうなことでしたので、ぜひ考えていっていただきたいというふうに思います。

それから、市内と市外の割合です。これの推移というものをお聞きしたわけですが、やはり件数の割に契約額のところでは市外がかなりの位置を占めると。それから、その問題に関して市長からもやはり技術的に高度なものについてはどうしても市外の業者に頼らざるを得ない面もあるというふうなことがあったわけですが、もうこれ51%、38.9%、4

3. 7%ということですので、半分近く、ざっくり言いますと市外にというふうなところ。JVということでも、例えば市内業者さん同士のJVというものももっと前向きに考えてもいいんじゃないかというふうにも思いますし、やはり市内の業者さんを育成していくというところを真剣に考えていっていただきたいというふうに考えますので、その点については希望ということで、お答えはなくても結構です。

以上で、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第25号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号ないし議案第25号の20件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおりそれぞれの所管常任委員会に付託いたします。

令和元年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務常任委員会

議案第8号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第22号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第25号 工事請負契約の締結について

請願第1号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願

◎教育民生常任委員会

議案第9号 牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第17号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

議案第20号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第21号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第22号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第24号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

◎産業建設常任委員会

議案第6号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 牛久市放置自転車等防止に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第16号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第23号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度牛久市一般会計補正予算（第2号）各常任委員会付託事項

第1条 第1表
歳入予算補正

| 款 | 項 | 目 | | |
|----------|---------|-------------|------------|-----------|
| | | 総務常任委員会 | 教育民生常任委員会 | 産業建設常任委員会 |
| 14 国庫支出金 | 1 国庫負担金 | | 1 民生費国庫負担金 | |
| | 2 国庫補助金 | | 2 民生費国庫補助金 | |
| 15 県支出金 | 1 県負担金 | | 1 民生費県負担金 | |
| | 2 県補助金 | | 1 民生費県補助金 | |
| 18 繰入金 | 2 基金繰入金 | 1 財政調整基金繰入金 | | |

第1条 第1表 歳出予算補正

| 総務常任委員会 | 教育民生常任委員会 | 産業建設常任委員会 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|
| (款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 | (款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 | |

| | | |
|--------------|----------------|--|
| (目) 9. 電子計算費 | (目) 3. 介護保険費 | |
| | (項) 2. 児童福祉費 | |
| | (目) 1. 児童福祉総務費 | |
| | 3. 保育園費 | |

○議長（石原幸雄君） つきましては、各所管委員会において受託案件を審査終了の上、来る7月1日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第22、議案第28号を議題といたします。



議案第28号 牛久市監査委員の選任について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 議案第28号は、牛久市監査委員の選任についてであります。

本件は、議員のうちから選任する監査委員につきまして、市川圭一氏を推薦しようとするものであります。

市川氏は、見識すぐれた方であり、監査委員として適任者であると確信し、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ、御同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

ここで、18番市川圭一君に申し上げます。地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので、退席をお願いいたします。

〔18番市川圭一君退席〕

○議長（石原幸雄君） これより議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第28号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号について採決いたします。

議案第28号、牛久市監査委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第28号は同意することに決しました。

ここで、18番市川圭一君の入場を許します。

〔18番市川圭一君入場〕

○議長（石原幸雄君） 着席のまま、暫時休憩といたします。

午後1時46分休憩

午後1時47分開議

○議長（石原幸雄君） 引き続き会議を開きます。

次に、日程第23、議員提出議案第1号ないし日程第25、議員提出議案第3号を一括議題といたします。

○

議員提出議案第1号 特別委員会の設置について

議員提出議案第2号 特別委員会の設置について

議員提出議案第3号 特別委員会の設置について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。14番杉森弘之君。

〔14番杉森弘之君登壇〕

○14番（杉森弘之君） 議員提出議案第1号、特別委員会の設置につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この交通体系整備促進調査特別委員会は、本市の重要課題として地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定に基づき、調査研究を行うため設置するものであります。

調査目的としては、常磐線快速電車の土浦までの延伸、首都圏中央連絡自動車道の早期4車線化並びに関連アクセス道路の早期整備、国道6号・同408号バイパスの早期整備促進及びデマンド型を含めた新しい公共交通システム網整備のための調査研究であります。

なお、委員定数は7人とし、調査期間は付議事件の調査終了までとし、議会の閉会中も調査研究ができるようお願いするものであります。

議員提出議案第2号、特別委員会の設置につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この議会改革推進特別委員会は、本議会の重要課題として地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定に基づき、調査研究を行うため設置するものであります。

調査目的としては、二期にわたり特別委員会で議会改革の実践に向けた取り組みを行ってききましたが、議会改革検討項目の調査・検討をこれからも継続して議会改革を推進していく必要があることから、これまでの議論を継承するとともに、新たな検討項目として会派代表者質問制度の導入、常任委員会の再編なども加味しながら、議会改革の推進に関する特別委員会を設置するものです。

なお、委員定数は7人とし、調査期間は付議事件の調査終了までとし、議会の閉会中も調査研究ができるようお願いするものであります。

続いて、議員提出議案第3号、特別委員会の設置につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この広聴特別委員会は、本議会の重要課題として地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定に基づき、調査研究を行うため設置するものであります。

調査の目的としては、二期にわたり議会改革特別委員会で議会改革の実践に向けた取り組みを行ってきたが、その中の一つである議会報告会について、これからも継続し実施していく必要があること並びにその際に市民からのさまざまな意見や要望など議会として整理し解決していくためには、専属の委員会を設置し市民の要請である広聴機能を強化するために、議会の広聴に関する特別委員会を設置するものです。

なお、委員定数は7人とし、調査期間は付議事件の調査終了までとし、議会の閉会中も調査研究ができるようお願いするものであります。

以上、御審議をいただきますようお願い申し上げます。提案の理由といたします。

○議長（石原幸雄君） 以上で、14番杉森弘之君の提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第1号ないし議員提出議案第3号の3件について順次質疑を許します。

初めに、議員提出議案第1号の質疑を許します。7番伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 済みません、議運でなくて今この場で気づいたのでちょっと質問させ

ていただきます。交通体系整備促進調査特別委員会の調査目的のうち、一番最初の項目で、常磐線快速電車の土浦までの延伸とありますが、たしか品川より西の話だったかなという気もしたんですけども、その点についてはどうだったでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。

着座のまま、暫時休憩をいたします。

午後 1 時 5 5 分休憩

午後 1 時 5 5 分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

伊藤裕一君。

○7 番（伊藤裕一君） 済みません。質問を取り下げます。勘違いでした。失礼いたしました。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、議員提出議案第 1 号についての質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第 2 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、議員提出議案第 2 号についての質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第 3 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、議員提出議案第 3 号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第 1 号ないし議員提出議案第 3 号の 3 件については、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第 1 号ないし議員提出議案第 3 号の 3 件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号ないし議員提出議案第3号の3件について順次採決いたします。

初めに、議員提出議案第1号、特別委員会の設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第2号、特別委員会の設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第3号、特別委員会の設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

ただいま可決いたしました議員提出議案第1号ないし議員提出議案第3号の3件につきまして、各特別委員会の委員を選任するために交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任について、議会改革推進特別委員会委員の選任について及び広聴特別委員会委員の選任についての3件について、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任について、議会改革推進特別委員会委員の選任について及び広聴特別委員会委員の選任についての3件を日程に追加し、追加日程第1ないし追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

初めに、追加日程第1、交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任について

○議長（石原幸雄君）

交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番鈴木勝利議員、4番長田麻美議員、9番甲斐徳之助議員、10番池辺己実夫議員、16番黒木のぶ子議員、18番市川圭一議員、21番遠藤憲子議員、以上7名の議員を指名し、選任します。

交通体系整備促進調査特別委員会委員

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 委員 | 鈴木勝利 | 委員 | 長田麻美 |
| 委員 | 甲斐徳之助 | 委員 | 池辺己実夫 |
| 委員 | 黒木のぶ子 | 委員 | 市川圭一 |
| 委員 | 遠藤憲子 | | |

次に、追加日程第2、議会改革推進特別委員会委員の選任についてを議題といたします。



議会改革推進特別委員会委員の選任について

○議長（石原幸雄君）

議会改革推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、3番秋山泉議員、5番山本伸子議員、6番柳井哲也議員、14番杉森弘之議員、15番須藤京子議員、19番小松崎伸議員、22番利根川英雄議員、以上7名の議員を指名し、選任します。

議会改革推進特別委員会委員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 委員 | 秋山泉 | 委員 | 山本伸子 |
| 委員 | 柳井哲也 | 委員 | 杉森弘之 |

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 委員 | 須藤京子 | 委員 | 小松崎 伸 |
| 委員 | 利根川 英雄 | | |

次に、追加日程第3、広聴特別委員会委員の選任についてを議題といたします。



広聴特別委員会委員の選任について

○議長（石原幸雄君）

広聴特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、2番藤田尚美議員、7番伊藤裕一議員、11番守屋常雄議員、13番北島 登議員、17番諸橋太一郎議員、20番板倉 香議員、22番利根川英雄議員、以上7名の議員を指名し、選任します。

広聴特別委員会委員

| | | | |
|----|--------|----|------|
| 委員 | 藤田尚美 | 委員 | 伊藤裕一 |
| 委員 | 守屋常雄 | 委員 | 北島 登 |
| 委員 | 諸橋太一郎 | 委員 | 板倉 香 |
| 委員 | 利根川 英雄 | | |

なお、交通体系整備促進調査特別委員会、議会改革推進特別委員会及び広聴特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条第1項の規定により、議長において、交通体系整備促進調査特別委員会、議会改革推進特別委員会及び広聴特別委員会を本日本会議終了後、直ちに招集しますので、委員はお手元に配付の日程表のとおり御参集ください。

次に、日程第26、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（石原幸雄君） お諮りいたします。休日、委員会審査及び議事整理のため、あす25

日から30日までの6日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、あす25日から30日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時04分散会